内閣府レジュメ「女性に対する暴力をめぐる国際的動向」 2011年9月12日 専門調査会

林 陽子

1.「女性に対する暴力」violence against women (VAW)の定義

1993年「女性に対する暴力撤廃宣言」(国連総会決議)

「女性に対する暴力とは、女性に対する肉体的・精神的・性的または心理的損害または 苦痛が結果的に生じるか、もしくは生じるであろう、ジェンダーに基づくあらゆる暴力 行為を意味する。」

この定義の限界(Alice Edwards "Violence against Women under International Human Rights Law" 2011, Cambridge University Press)

- ・「ジェンダーに基づく暴力」の定義をしていない。
- ・経済的暴力を含めていない (2000年のアフリカ人権憲章女性の権利議定書には 含まれている)
- ・暴力のヒエラルキー (階層) を創出している (家庭内暴力 → コミュニティにおける暴力 → 国家における暴力)
- ・文化や伝統を暴力の正当化に使ってはならないという規範が弱い
- ・女性に対する暴力が女性に対する差別であると直接規定していない

2. 国連における新しい動き

①国連横断的な組織としての UN Women の誕生(2011年1月から活動開始) (目的)

国連内でのジェンダー平等政策の立案

国連加盟国に対する情報伝達

(6つの優先分野)

女性の参画、女性の経済的エンパワメント、女性に対する暴力の撤廃、平和における女性のリーダーシップ、政策・予算におけるジェンダーへの配慮、グローバルな 基準の構築

②人権理事会(Human Rights Council)が2006年に発足、国連全加盟国に対する定期的な人権審査を開始(Universal Periodic Review, UPR)

人権理事会の下での特別手続(the special procedure)

女性に対する暴力特別報告者 (Ms.Manjoo, 南アフリカ出身)

人身取引に関する特別報告者 (Ms.Ezeilo, ナイジェリア出身)

女性に対する差別的な法律・慣行の作業部会(5名で構成)

③人権条約機関(Treaty Body,国連そのものではない)としての女性差別撤廃委員会 一般勧告19号(VAW, 28号(締約国の差別撤廃義務)

選択議定書の成立 (1999年)、個人通報事案の判例が集積されつつある (最近の決定例)

フィリピン (強姦罪無罪判決に関する事案) ブラジル (妊婦の死亡・母子保健に関する事案) ベラルース (女性の未決拘禁者の人権に関する事案) ブルガリア (DVをめぐる事案)

NGO による調査制度 (inquiry) の活用

④安全保障理事会決議1325号(女性と平和構築、2000年採択)から10周年戦時のVAWと平時のVAW---合言葉としての「不処罰(impunity)との闘い

3. 地域人権機構における動き

- ① 米州機構「女性に対する暴力の予防、処罰および廃絶に関する米州条約」(199 4年採択)
- ② アフリカ連合「人および人民の権利に関するアフリカ憲章のアフリカの女性の権利に関する議定書」(2003年採択)
- ③ 欧州評議会「女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンスを予防しこれ と闘うための条約」(2011年、署名のため開放、未発効)
- ④ ASEAN (東南アジア諸国連合、10カ国) における政府間人権委員会2009年に発足、2010年4月に第1回会合。女性と子どもの権利促進保護に関する委員会が、CEDAWの普及、勧告の国内実施の支援などを行っている。